ぐるなび法人向けサービス約款

第1条(本約款の適用)

- べるなび法人向けサービス約款(以下「本約款」という)は、本約款に同意したうえで本 サービス(第3条に定義する。本条において以下同じ)の利用にかかる申込みを行い、 株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「契約者」という)が本 ナービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本サービスの利用にあたっては、別途当社が定める基本約款に基づき基本契約を締結 していることを前提とし、本約款のほか、基本約款が契約者に適用される。(以下、本約 款と基本約款をあわせて「当社約款」という)
- 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本約款の定めと 本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
- 契約者が最新の本約款に同意した場合又は第2条(本契約の成立及び条件)の定めに より同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第3項に 定義されます)について、最新の本約款が適用される。
- 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款 における定義と同一の意義を有するものとする。

第2条(本契約の成立及び条件)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等 (以下併せて「申込書等」という)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録すること により行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が 本約款に同意したものとみなされる。なお、契約者は、申込みを行うにあって、自己 の営業に関し必要となる各種許認可を取得していることを当社に保証するものとする
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及 び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用 希望者は、本サービスを利用することができない。この場合、遅滞なく利用希望者にそ の旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開 示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
- 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立

第3条(本サービス)

- 当社は、契約者に対して、本サービスとして、本約款等に基づき以下の各号に定める サービスを提供する
- 当社が管理及び運営する「接待の手土産」等でエンドユーザー向けに紹介している 契約者の商品(以下「本商品」という)を目的物とする、法人または法人から委託を 受けた者(以下「法人等」という)からの売買契約の申込(以下「本申込」という)を契 約者に取り次ぐサービス(以下「取次ぎサービス」という)
- 法人等が管理及び運営するWEBサイト又はカタログギフト等(以下「法人等サービス」 という)に本商品の情報(以下「本商品情報」という)を掲載することにより、法人等サ ービスを経由して本申込を契約者に取り次ぐサービス(以下「法人等サービス掲載サ 一ビス (という)
- 当社の委託先が管理及び運営するWEBサイト又はカタログギフト等(以下「委託先サ ービス」という)に本商品情報を掲載することにより、委託先サービスを経由して本申 込を契約者に取り次ぐサービス(以下「委託先サービス掲載サービス」という)
- 本サービスの詳細については当社が決定するものとし、当社は本サービスの内容を 随時見直すことができる。

第4条(当社の業務)

当社は、本サービスにおいて次に定める業務を行う。

- 本サービスに関して法人等との連絡窓口となり、契約者が法人等へ販売する本商品 の条件、販売方法等の本商品取引全般について調整を行う。
- 契約者へ法人等が必要とする本商品の条件、種別、数量、納期、納品場所等の発 注情報及び法人等からの本申込の取次ぎを行う
- 契約者より法人等への本申込承諾の取次ぎを行う。
- 法人等より本商品の対価(以下「本商品代金」という)を受領するとともに、第10条第1項に規定する本サービスの利用の対価を控除した金額を契約者に支払う。
- 法人等から契約者への本サービスに関する連絡調整取次ぎ業務を行う。

契約者は、本サービスにおいて次に定める業務を行う

- 次条の定めに従い、法人等サービス及び委託先サービスへの本商品の登録に必要 な手続きを行う
- 前号により登録した本商品の在庫を確保する(次条第1項第4号の情報を登録した 場合は当該情報の範囲に限るものとする)
- 第7条に定める手続きに従い、本商品を法人等へ販売する
- 第7条に定める手続きに従い、本商品を所定の場所へ送付する
- (5) その他、上記各号の業務を遂行するために必要な業務を行う

第6条(太商品の登録等)

- 契約者は、当社に対し、本商品情報として以下に掲げる事項を当社所定の方法にて 通知することにより、法人等サービス及び委託先サービスへの商品登録を申請する。
- 本商品の名称 本商品の画像及び説明文
- 本商品の販売価格
- 本商品の提供可能期間
- 本商品を提供することが可能な数量
- 本商品の原材料及び提供商品について法令によりアレルギー表示が義務付けられ
- ている場合は法令に従ったアレルギー情報等
- その他当社又は法人等が必要と判断する事項
- 前項の申請を受けた当社は、前項の申請にかかる本商品の法人等サービス及び委 託先サービスへの登録可否について審査し、審査結果を速やかに契約者に通知する。なお、当社は前項の申請にかかる商品につき、法人等サービス及び委託先サー ビスへの登録を認めないと判断した場合、当該理由を契約者に通知する義務を負わ
- 第1項の申請に対し、当社が法人等サービス及び委託先サービスへの登録を承認し た場合、当社は、商品情報を法人等に提供する。契約者は、当社が商品情報を法 人等に提供すること承諾する。
- 契約者は、商品情報の内容に変更があった場合、直ちにその内容を当社に通知する ものとする。当該通知の遅延により、法人等もしくは委託先又はその他の第三者に損 害が発生した場合、当該損害にかかる賠償責任は契約者が負うものとする。但し、当 該損害の発生が当社の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではない。

第7条(受注及び納品)

当社は、法人等から本申込を受けた場合、当該本申込を契約者に取り次ぐとともに、 契約者が当該本申込にかかる売買契約上の義務を履行するために必要となる諸情 報(以下「関連情報」という)を契約者に通知する。

- 前項の通知を受けた契約者は、当該通知を受けてから5営業日(当社の営業日とす る本約款において以下同じ)以内に、本申込を承諾するか否かを当社に通知する なお、当該通知を受けてから5堂業日以内に契約者より本由込を承諾するかどうか の回答がない場合、当社は、当該本申込につき、契約者が拒否したものとみなすこと ができる
- 契約者は、前項の承諾をした場合、本契約及び関連情報に記載された諸条件に従 い、本商品を関連情報に記載された引渡場所に持参又は送付し、納品伝票とともに 納品する。なお、本商品の納品にかかる費用は関連情報等において特段の定めが ない限り、契約者の負担とする。

第8条(所有権の移転及び危険負担)

- 本商品の所有権は、前条第3項に定める納品時に法人等又は法人が管理及び運 営するサービスのエンドユーザー(以下「ユーザー」という)もしくは関連情報により本 商品の納品先として指定された者(以下、ユーザーと併せて「ユーザー等」という)に 移転する
- 契約者は、前条第3項に定める本商品の納品前に生じた滅失、既存、その他の損害 について、法人等の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者の負担とすることを

第9条(契約不適合)

契約者は、本商品に不具合(本商品の破損、不備、欠陥(製造物責任制限法上の欠陥を 含む)、腐敗、変敗、未熟、有毒・有害物質の含有又は付着、病原微生物による汚染、不 潔・異物の混入又は添加、数量不足等及び第三者の権利侵害等を含み、以下総称して 「不具合等」という)があった場合は、法人等の指示に従い、以下の各号に掲げる対応をとる ものとする。

- 本商品を不具合等のないものと交換する。
- 不具合等を原因として法人等及びユーザー等に発生した損害を賠償する。

- 契約者は、本サービスの対価(以下「手数料」という)として、法人等と契約者の間で 成立した売買契約の代金(消費税込)に本商品の送料を加算した金額に本申込書 に記載された手数料率を乗じた金額(1円未満は切り捨て)を当社に支払うものとす
- 手数料および本商品の代金の精算方法は以下の各号のとおりとする。
- 当社は、第7条により成立した売買契約の代金を当該売買契約の対象となった本商 品の納品が完了した旨の報告を契約者から受領した日を基準とし、各月末日締にて とりまとめる。
- 当社は、前項によりとりまとめた代金の累計額に本申込書記載の手数料率を乗じた 金額を締日の翌月末日までに契約者が指定する銀行口座に振込送金の方法により 支払う。なお、この場合における振込送金にかかる手数料は当社の負担とする。

- 契約者は、本商品の表示内容及び本商品の販売について、法人等に対して一切の **責任を負うものとし、当社は責任を負わないものとする。また、契約者は当社が別途** 規定する手順、規則に従い法人等への配送、納品を行い、遅延等が生じた場合、当 社の指示判断に基づき、法人等、第三者からのクレームに対し速やかに対処しなけ
- 契約者は、本商品における製造物責任を契約者が負うこと及び当社が本商品にお ける一切の製造物責任を負わないことを承諾する。また、本商品に起因し又はこれ に関連して法人等又はユーザー等と契約者との間に生じる紛争について、契約者の 責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責を負わない。
- 契約者が本約款に違反した結果、当社と法人等、その他法人等との間で紛争が生 じた場合には、当社は、契約者に対して解決のために要する費用全額を請求するこ
- 本サービスに起因し又は関連し、かつ、当社の責に帰すべき事由により契約者が損 害を被った場合に、当社が契約者に対し負担する責任は、本サービスにおいて当 社へ現実に支払われた手数料の額を限度とするものとする。

第12条(本商品情報に関する責任)

- 契約者は、当社または当社が認めた個人または法人その他の団体(以下「情報利用 者」という)による本商品情報の利用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等 第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保 護される利益に係る権利を含む)を侵害しないよう契約者の責任と負担において当 該第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させる。
- 当社または情報利用者による本商品情報の利用に起因しまたはこれに関連して、当 社または契約者と第三者との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に 帰すべき事由により生じた場合を除く)、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と 負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。但 、その必要があると当社が判断した場合は、当社は当該紛争に対応することがで き、契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費 用、弁護士費用等を含むがこれらに限らない)を負担する。
- 前項の定めにかかわらず、情報利用者が、あらかじめ当社が定めた利用規約、ガイド ライン等情報利用者と当社との契約(以下「情報利用規約等」という)に違反して本 商品情報を利用して契約者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがあると当 社が判断した場合には、当社は、当社所定の方法に従い、当該情報利用者に対し て当該違反行為の中止等を求める。但し、当社が本条に基づく措置を講じたにもか かわらず、当該情報利用者が、情報利用規約等に違反して本商品情報を利用して 契約者の権利を侵害した場合には、当社は、契約者に対してそれ以上の責任を負

第13条(知的財産権等)

- 本サービスに関連して作成され、もしくは提供される文章、写真、動画、プログラムそ の他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれらを組み合わせたもの (本サービスにおいて提供される著作物その他本サービスを構成する情報、デザイン、 レイアウトまたは構成を含むがこれらに限られない。但し、本商品情報を除き、以下「掲 載情報等」という)に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られ ず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、当社または掲載情報等 に関する権利を有する者に帰属し、契約者は、技術的方法の如何を問わず、掲載情 報等を利用してはならない。但し、当社の承諾を得た場合(掲載情報等に関する権利 を有する者の承諾を、当社を通じて得た場合を含む)はこの限りではない。
- 本商品情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、 法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、契約者または本商品情報 に関する権利を有する者に帰属する。
- 契約者は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な範囲において、本 商品情報の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを 無償で許諾する。
- 契約者は、当社に対し、情報利用者に対して、技術的方法の如何を問わず、本商品 情報の全部または一部を当社が提供することを無償で許諾し、情報利用者は、独自

- に作成し、または公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を 含むがこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わな い。また、媒体の作成または公開が有償であるか否かも問わない)において本商品情 報を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができる。
- 前二項のほか、契約者は、当社に対し、本サービスの提供に関連する当社の事業の 範囲において、本商品情報の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法 により利用することを無償で許諾する。
- 契約者は、当社および情報利用者に対し、著作者人格権その他一切の知的財産権 または他のいかなる権利(以下あわせて「知的財産権等」といい、法律上保護される 利益に係る権利を含む)をも行使せず、本商品情報に関する権利を有する者にこれ らを行使させない。但し、情報利用者が、情報利用規約等に違反して本商品情報を 利用し、契約者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがある場合には、契約 者は、当該情報利用者に対して知的財産権等を行使し、本商品情報に関する権利 を有する者にこれらを行使させることができる。

第14条(禁止事項)

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号 に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならない。
- 第三者に誤認混同を生じさせる行為
- 当社もしくは第三者の商品もしくはサービスを誹謗中傷する行為または当社もしくは 第三者の品位や名誉を傷つける行為
- 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により 定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む) を侵害する行為
- 法令に違反する行為
- 公序良俗に反する行為
- 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、またはこれらを助長する行為
- 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為 その他当社が別途禁止する行為
- 契約者は、本商品情報に以下の各号に該当する情報(以下の各号に該当するお それがあると当社が判断する情報を含む)を含めてはならない。
- 事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
- (2) 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他利用者に不快感を与
- GIFアニメーションその他当社が認めない方法を使用した情報
- コンピュータウィルス、有害なプログラム等を含む情報
- その他当社が別途禁止する情報
- 契約者が第1項または前項に違反した場合、当社は、契約者に対して、当該違反行 為の中止または当該本商品情報の変更もしくは修正を求めることができ、契約者はこ れに応じなければならない。また、この場合、当社は、本商品情報の変更もしくは修 正を自ら行い、または本サービスの全部もしくは一部の提供を予告なく停止すること

第15条(本サービスの提供の停止等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の 提供を予告なく停止することができる。
- 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービ スの提供が不能または困難な場合
- 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等当社の責に帰 すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
- 型約者が本約款等に違反した場合
- 契約者が、やむを得ない事由により本商品の法人等への提供等ができない場合 は、契約者は直ちに当社にその旨を連絡する。この場合、当社は、その旨を本サ ビス上に表示するなどの必要な措置を講じ、または当該契約者にかかる本商品情 報の掲載を停止するなど本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止するこ とができる。
- 当社が、前二項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより契約者に生じた一切の損害について当社は責任を 負わない。この場合であっても、これによって、本サービスの対価は減額されるもので

第16条(解約及び解除)

- 当社は、本契約の有効期間中であっても契約者に対する通知により本契約を解約 することができる。
- 当社又は契約者が次の各号に該当する場合、相手方当事者は通知催告等何らの 手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 本契約の各条項の一に違反したとき。
- 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受け、又は滞納処分 を受けたとき
- 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別算開始の申し立てを受け、又は自ら申立てをなしたとき。
- 監督官庁から行政処分を受けたとき。
- 自己振出もしくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったと
- 反社会的勢力との資金関係、取引関係その他関係があると疑われるとき。
- 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
- (9) その他本契約の継続が困難な特別の事情があるとき 前項に定める解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第17条(当社による本契約の終了)

- 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行 うことにより、本契約を終了させることができる。
- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知及 び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止 し、契約者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、契約者は、当 社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限ら れない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契 約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 契約者が当社約款に違反した場合
 - (2) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟 後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (3) 契約者の商品が商品審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場 又は商品審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が当社の指定する代金収納会社との契約に違反した場合
 - (5) 契約者が営業の停止又は廃止をした場合
- (6) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた

- (7) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
- (8) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の 所在が不明となった場合
- (9) 契約者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開 始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手
- 続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産 手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開 始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを
- 白らした場合 (10) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場
- (11) 契約者が公和公課の滞納処分を受けた場合
- (12) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場
- (13) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決 議をした場合
- (14) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従 前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (15) 契約者が第4条又は第5条に定める手続等を行わないことにより、相当期間経過 後も当社が本サービスを提供することができない場合
- (16) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (17) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 基本約款第6条(基本契約の解約等)各項の定めにより基本契約が終了した場合は、本 契約も自動的に終了するものとする。

第18条(有効期間)

- 本契約の有効期間は、本サービスの申込日から起算して1年間とする。但し、有効期 間満了の1ヶ月前までに当社及び契約者のいずれか一方から相手方に対し書面によ る本契約終了の申し出がない場合は、本契約は同一条件でさらに1年間継続し、その 後も同様とする。
- 終了原因の如何を問わず、本契約が終了したのちも、第11条(責任)、第12条(本商 品情報に関する責任)、第13条(知的財産権等)及び本項の定めは、対象事項が全 て消滅するまで有効に存続する。

改定日 2020年2月4日 改定日 2023年5月1日